

茨城工業高等専門学校特別聴講学生規則

〔平成16年2月16日
制 定〕

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校学則第54条の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 特別聴講学生として入学することができる者は、単位互換協定を締結している大学、短期大学及び高等専門学校又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「協定校」という。）に在学している者とする。

(入学の時期)

第3条 特別聴講学生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、特別聴講学生入学願書（別紙様式）を所属する協定校を通じて、校長に願い出なければならない。

(入学の許可)

第5条 特別聴講学生の入学は、運営会議の議を経て、校長が許可する。

(履修科目)

第6条 特別聴講学生が履修できる科目は、運営会議の議を経て、校長が決定する。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第13条の聴講生と同額とする。但し、単位互換協定に基づき、相互に検定料、入学料及び授業料を不徴収とするときは、徴収しない。

(単位の授与等)

第8条 履修科目に係る成績の評価及び単位の授与は、本校の履修・評価の規定に基づき行う。

(単位修得証明書)

第9条 特別聴講学生には、願い出により履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学及び除籍)

第10条 特別聴講学生が協定校の学籍を有しなくなった場合、本校学則等の学内諸規則に違背した場合又は病気その他の理由により成業の見込みがなく、特別聴講学生として不適当と認められる場合は、校長は退学を命ずることがある。

(他の規則等の準用)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本校学則等の学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

特別聴講学生入学願書

平成 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

所属大学等名 _____
学部・学科等 _____ 学部 _____ 学科・専攻科 _____
学 年 _____ 年 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____
生年月日 _____
現 住 所 _____

茨城工業高等専門学校特別聴講学生として入学し、下記の授業科目を履修したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

年度・学期	曜日・時限	授 業 科 目	単 位	担当教員
年度 期	曜日 時限		単位	
年度 期	曜日 時限		単位	
年度 期	曜日 時限		単位	
年度 期	曜日 時限		単位	